

まるみプラン

第4期三豊市地域福祉活動計画

令和5年度～令和9年度



令和5年3月

社会福祉法人 三豊市社会福祉協議会



まるみプランの基本理念

くらし・こころ・みらい 「豊かなまちづくり」

安心としあわせが実感できる日々のくらしを将来へつなげるよう、地域住民同士が助け合い、ささえあいながら生きがいを持って暮らせるまちを目指します。

三豊市地域福祉活動計画の愛称

この計画は、住民に親しみやすいものとするため、三豊市社会福祉協議会のキャラクターである「まるみちゃん」を用いて、三豊市地域福祉活動計画を『まるみプラン』という愛称にします。
※以下、三豊市地域福祉活動計画を『まるみプラン』という



三豊市社協キャラクター「まるみちゃん」

「まるみちゃん」は平成18年に住民の方にイラストを描いてもらい、社協広報紙で性格・特徴を明記し、キャラクターネームを公募し決定しました。

【性格・特徴】

- ・丸い顔で地域の問題をまる~く治めます
- ・ハートの耳で相談ごとをよく聴きます
- ・元気カラーのオレンジで、みんなに元気をお届けします
- ・眉毛と瞳とほっぺで片仮名の「ミ」 鼻が「ト」 口が「ヨ」で「ミトヨ」
- ・ハートの緑は三豊の里山、青は海と川、赤は福祉に対する情熱の色

三豊市地域福祉活動計画

第4期計画策定にあたり

私たち、三豊市社会福祉協議会では、これまで「くらし・こころ・みらい『豊かなまちづくり』」を基本理念とし、みんなで助け合い、一緒に支え合うことで暮らしやすい地域になるよう取り組みを進めています。

令和7年（2025年）には、団塊の世代がすべて後期高齢者となり、より一層、高齢化が進むことになります。さらに、地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、子育てに不安や悩みを抱える方も増加し、様々な要因で地域から孤立してしまっている方や生活に困窮されている方、孤独死や自殺の問題など、生活課題も多様化・複雑化しています。また、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、本市にも大きな影響を及ぼし、市民の生活様式だけでなく地域福祉活動のあり方についても、変化を求められる事態となりました。

このような状況の中、第4期三豊市地域福祉活動計画、通称「まるみプラン」の策定にあたりましては、三豊市地域福祉計画の第4期計画と同時期の策定であったことから、より一層相互に連携し、より効果的な実態に即した計画を策定することができたと考えております。

5か年の計画期間中には、地域の一人暮らし高齢者や認知症高齢者はさらに増加し、従来から各地域で取り組まれている高齢者の見守りやふれあい・いきいきサロン活動等の地域の居場所づくり活動はますます重要になってまいります。また、福祉サービス利用援助事業や成年後見制度などの権利擁護事業の利用者も更に増加していくものと予想されます。しかし、これまで地域福祉活動の中心的な役割を担ってきたボランティアや各種団体などの活動者の方々の高齢化や新たな担い手不足が深刻化しています。

地域福祉を推進する社会福祉協議会には、地域の様々な活動者や団体とのつながりを持ち、そこから生まれるネットワークを活かした取り組み、いわゆる「社協らしさ」を発揮できることが期待されています。

私たちは、こうした期待に応えられる組織であるため、組織体制の見直しと強化を図り、職員が積極的に地域とのつながりを持ち、地域福祉活動のコーディネーターとしての役割を改めて意識し、強化していきたいと考えております。その上で、本計画の着実な推進を図り、誰もが安心して暮らせる地域の実現に向けて取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました地域福祉活動計画策定委員の皆さまをはじめ、地区座談会で貴重なご意見をいただきました皆さん、関係者の皆さんに心から感謝を申し上げます。

令和5年3月

社会福祉法人 三豊市社会福祉協議会

会長 綾 章臣

住民参加、そして相互支援のまちづくり

この度、三豊市社会福祉協議会活動の基本計画となる第4期三豊市地域福祉活動計画、愛称“第4期まるみプラン”を策定いたしました。

策定にあたり、ご尽力いただきました地域福祉活動計画策定委員の皆様、各地域地区単位での座談会にて貴重なご意見をいただきました地域住民ならびに関係者の皆様に、心よりお礼申し上げます。

さて、既知のとおりわが国の人囗は年々減少の一途を辿っています。さらに今後は、高齢者人口が増加する一方で、15歳以上65歳未満の生産年齢人口は急激に減少していくと推測されています。そうすると近い将来、地域社会における住民同士のつながりや住民の地域への関心度は今日以上に希薄化し、地域社会からの孤立や生活の困窮、そして生活の利便性の劣化や過疎、さらにはコミュニティそのものの崩壊にもつながりかねません。そのため、わが国では住み慣れた地域の中で誰もが自分らしく暮らしていける「地域共生社会の実現」を推進しており、本策定委員会としてもこれらのことと意識しながら計画づくりを進めて参りました。

第4期まるみプランは、三豊市が策定する地域福祉計画との一層の連携と密接な関連性を保ち、「くらし・こころ・みらい『豊かなまちづくり』」という基本理念を大切にしながら、3つの具体的な基本目標である「ささえ合い、ともに暮らせる ひとづくり」「ささえ合い、ともに暮らせる しくみづくり」「ささえ合い、ともに暮らせる きずなづくり」を活動計画のコンセプトとして掲げています。

まちの中から「つながり」や「ささえ合い」をつくっていくためには、どうしても地域住民の共同や連帯を意識しないわけにはいきません。複雑化しつつある地域住民の福祉へのニーズに対応し、安心としあわせが実感できる日々の暮らしを謳うのであれば、むしろこれまでの福祉実践をそこに暮らす住民の目線で振り返ってみることが求められます。そうすると、これまで見えなかった人の顔や聞えなかった人の声、まちの匂いや温度が自然とからだに入り込んできます。対話性とでも言うべきでしょうか。地域福祉が求めているもの、それは「お陰様」や「お互い様」で成り立つ地域の強みを再発見し、人や設備、しくみや文化などのまちの資源をつなぎ合わせてともに生きる知恵を出し合うこと、そして、人と人、ウチヒソト、人間と自然の対話を通じてコミュニティを意識した福祉のまちを目指すことです。

最後に、コロナ禍で制約の多い中、本計画策定に至ることができましたのは策定委員をはじめ多くの関係者の皆様のご理解、ご協力の賜物と、重ねて厚くお礼申し上げます。

令和5年3月

第4期三豊市地域福祉活動計画策定委員会

委員長 西谷清美

目 次

第1章 まるみプラン(地域福祉活動計画)の位置づけと比較

1

1. 三豊市の概要	2
2. 三豊市地域福祉計画とまるみプランとの比較と連携	4
3. 第3期まるみプランの概要と報告	5
(1) まるみプランの概要	5
(2) まるみプラン基本目標別取り組み報告	6

第2章 まるみプラン（地域福祉活動計画）の目標と方針

14

1. 三豊市社会福祉協議会の将来ビジョン	15
2. まるみプランの計画期間	17
3. まるみプランの目的と特徴	17
4. まるみプランの体系	18
5. 第4期三豊市地域福祉計画 基本目標に関連した、 まるみプランでの主な取り組み	19
6. まるみプランの取り組みと概要	21

資料編

28

三豊市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	29
第4期三豊市地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿	30
第4期三豊市地域福祉活動計画の策定経過	31
用語の解説	33

※本文中で、下線及び＊の付いた用語について、解説を載せています。

第1章

まるみプラン(地域福祉活動計画)の位置づけと比較

1. 三豊市の概要
2. 三豊市地域福祉計画とまるみプランとの比較と連携
3. 第3期まるみプランの概要と報告



1. 三豊市の概要

（1）位置と地勢

本市は、香川県の西部に位置し、北西部は瀬戸内海に面しています。南東部は徳島県に接しており、愛媛県や高知県にも近い位置にあります。総面積は 222.70km²であり、県の総面積 1,876.78km²の約 11.9%を占めています。

気候は瀬戸内式気候に属し、降水量は、概ね年間 1,200mm前後、平均気温は摂氏 15～17°Cとなっており、温暖な気候に恵まれています。

北西部は、瀬戸内海に突き出た荘内半島があり、その南部には、砂浜の美しい海岸線が続いており、栗島、志々島、鳴門などの島しょ部もみられます。中央部には三豊平野が広がり、東部から西部に向かって財田川、東部から北部に向かって高瀬川などの河川が流れ、豊かな田園地帯を形成しています。また、三豊平野にはため池が多数点在し、地勢の大きな特色となっています。

（2）交通条件

北東から南西方向に高松自動車道、国道 11 号、377 号、JR 予讃線が走り、南東部には、南北に国道 32 号、JR 土讃線が走っており、幹線交通軸を形成しています。特に、高速自動車道については、市内にさぬき豊中インターチェンジ、三豊鳥坂ハーフインターチェンジを有しています。

また、国道 32 号を通じて井川池田インターチェンジとも連絡し、高松、松山、高知、徳島、岡山など各方面に向けて交通の利便性が高くなっています。

さらに、JR 詫間駅、高瀬駅には、特急電車が停車するほか、土讃線の分岐点である JR 多度津駅、高松空港など交通の結節点にも近く、四国における交通の要衝に近接した恵まれた交通条件を有しています。

また、海上交通の拠点として、国際貿易港である詫間港とマリンレジャーの盛んな仁尾港の 2 つの地方港湾（県管理）を有しています。



(3) 三豊市データ

各年度 4月 1日現在

	平成26年度	平成30年度	令和4年度
面 積	222.66km ²	222.73km ²	222.70km ²
人 口 (男・女)	69,241 人 〔男性 33,189 人 女性 36,052 人〕	66,346 人 〔男性 31,908 人 女性 34,438 人〕	62,802 人 〔男性 30,311 人 女性 32,491 人〕
世 帯 数	25,653 世帯	25,982 世帯	26,075 世帯
65 歳以上の人口	22,166 人	23,055 人	22,877 人
高 齢 化 率	32.0%	34.75%	36.43%
独居高齢者数	4,027 人	4,496 人	4,943 人
要支援者登録者数	940 人	921 人	1,758 人
年 少 人 口	8,193 人	7,620 人	6,852 人
年少人口率	11.8%	11.5%	10.9%
出生数 (年間)	428 人	401 人	312 人
自治会 (市登録数)	539 自治会	537 自治会	555 自治会
身体障害者手帳交付者数	3,354 人	3,057 人	2,769 人
(視 覚)	(188 人)	(172 人)	(142 人)
(聴 覚)	(303 人)	(279 人)	(244 人)
(音声・言語)	(42 人)	(37 人)	(38 人)
(肢 体)	(1,878 人)	(1,600 人)	(1,374 人)
(内 部)	(943 人)	(969 人)	(971 人)
療育手帳交付者数	471 人	516 人	567 人
(A)	(195 人)	(204 人)	(201 人)
(B)	(276 人)	(312 人)	(366 人)
生活保護世帯数	244 世帯	236 世帯	366 世帯
母子・父子家庭世帯数	577 世帯	598 世帯	528 世帯
民生委員・児童委員数	166 人	166 人	166 人
ふれあい・いきいきサロン数*	195 力所	155 力所	135 力所
地区社協数	24 力所	24 力所	24 力所

※ 三豊市社会福祉協議会で把握している「高齢者」「障害者(児)」「子育て」サロン数について記載。

2. 三豊市地域福祉計画とまるみプランとの比較と連携

地域福祉計画

地域福祉計画は社会福祉法第107条の規定に基づく『地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画（市町村地域福祉計画）』として策定するもので、三豊市の地域福祉を総合的かつ計画的に推進することを目的として定められた行政計画です。

まるみプラン（地域福祉活動計画）

地域福祉活動計画は、地域住民と三豊市社会福祉協議会が中心となって、身近な生活課題の解決に向けた取り組みについてまとめたものです。計画づくりにおいて、直接住民が参加しながら策定されるところが大きな特徴です。

基本計画（行政計画）

第4期 三豊市地域福祉計画

期 間 令和5年度～令和9年度

基本理念 支え愛、助け愛、みんなで育む心豊かな福祉のまち 三豊

基本目標

- 1 地域福祉の共通課題への取組
- 2 地域福祉を担う人づくりの推進
- 3 地域福祉を進める包括的支援体制の整備
- 4 権利擁護を推進する体制の整備

連携

基本計画（市社協計画）

第4期 まるみプラン（三豊市地域福祉活動計画）

期 間 令和5年度～令和9年度

基本理念 くらし・こころ・みらい 「豊かなまちづくり」

基本目標

- 1 ささえ合い、ともに暮らせる ひとづくり
- 2 ささえ合い、ともに暮らせる しくみづくり
- 3 ささえ合い、ともに暮らせる きずなづくり

3. 第3期まるみプランの概要と報告

(1) まるみプランの概要

基本理念 **くらし・こころ・みらい「豊かなまちづくり」**

第3期まるみプランは、2019年4月から2023年3月までの4年間を計画期間とし、3つの基本目標ごとに方針を立てて取り組みました。

[3つの基本目標と方針]

① ひとづくり～お互いさまの気持ちを育てるひとづくり～

地域には様々な社会資源があり、『ひと』もその一つです。

何か地域の役に立ちたい！自分にはこんなことができる！地域で活躍する人材を増やす『ひとづくり』をします。

方針1 福祉の心を育てよう

方針2 ボランティアに参加しよう

方針3 誰もが活躍できる場をつくろう

② しくみづくり～地域で多様な人たちがつながりあうしくみづくり～

地域で活躍するひとたちを、つなげ、ネットワークを作ります。そのネットワークをいかした『しくみづくり』をします。

方針1 身近なところに相談できる場をつくろう

方針2 地域の担い手のネットワークをつくろう

方針3 地域の生活を支えるしくみをつくろう

③ きずなづくり～災害に強い地域のきずなづくり～

『ひとづくり』『しくみづくり』を行っていく過程で、様々なひとが集い、つながり、地域の『きずなづくり』をします。

方針1 防災意識を高めよう

方針2 自分たちの地域を知ろう

方針3 顔の見える関係をつくろう

(2) まるみプラン基本目標別取り組み報告

基本目標① ひとづくり ～お互いさまの気持ちを育てる ひとづくり～



ひとづくりに必要な『福祉教育』を通した取り組みを計画していましたが、人と人が接することで生まれる『お互いさまの気持ち』は、新型コロナウイルス感染症に阻まれ、一時的に難しくなりました。しかし、感染症対策を講じ、新しい形で実施することで、少しずつ推進していました。

方針1 福祉の心を育てよう

「福祉の心を育てよう」では、地域や学校へ出向いて行う『福祉教育』や『福祉体験』、また、福祉の啓発を目的に、福祉まつりの開催を計画していました。しかし、計画2年目から新型コロナウイルス感染症がまん延し始め、事業実施が難しい状況となりました。そこで、コロナ禍でも実施できるよう、インターネットを使い小学校の教室とつなげて福祉体験を行いました。福祉体験は、高齢者疑似体験、車椅子体験、視覚障がい体験など、4年間で延べ95回、年平均23回実施しました。また、福祉まつりに代え、令和3年度からは、ふくしセミナー（方針2参照）など、新しい形の事業実施に挑戦しました。

社会福祉協議会（以下、社協という）の広報啓発として、年4回広報紙しちふくを発行し、地域の情報を掲載し発信したほか、誰もが快適に情報やサービスを利用できるよう、令和2年9月にデザインやレイアウトにも配慮したホームページにリニューアルしました。



【車椅子体験】



【高齢者疑似体験】



方針 2 ボランティアに参加しよう

「ボランティアに参加しよう」では、地域の*ニーズに合わせ、令和3年度から取り組んだふくしほセミナーでは、延べ6回、119名の参加がありました。*ファミリー・サポート・センター事業のまかせて会員養成講座では、5日間の講座を延べ7回開催し、92名が受講しました。そのほか、各種ボランティア講座やスキルアップ講座を開催し、関心のある住民への参加機会を設けました。さらに、ボランティア活動に対する助成や資機材の設置など、継続して活動できるよう支援しました。また、ボランティアセンター専用のホームページを開設し、細やかな情報収集や発信を行ったほか、若い世代が対象である、ファミリー・サポート・センター事業では*SNSを活用した情報発信やボランティア募集を行いました。



【ふくしほセミナー ユニバーサルスポーツ体験】



【ふくしほセミナー やさしい手話講座入門編】



【介護予防ボランティアスキルアップ講座】



【まかせて会員養成講座 実技】



ボランティアセンター専用ページをリニューアルしました！



方針3 誰もが活躍できる場をつくろう

「誰もが活躍できる場をつくろう」では、多世代交流イベントや託児、点字訳などの中高生むけボランティア活動の体験メニューを提供し、延べ29回、191名の参加がありました。地域のボランティア活動と一緒にを行うことで、福祉に対する理解と関心を持つきっかけとなるとともに、活動者のPRの場にもなりました。

また、学生むけ講座の開催により、若い世代の積極的なボランティア参加にもつながりました。

そのほか、令和元年度より、介護予防ボランティア養成講座を年1回開催し、延べ34名の参加がありました。令和2年度には、一般市民による*成年後見制度や権利擁護支援の新たな担い手の育成として*市民後見人養成支援事業にも取り組み、10名の講座修了者が誕生し、*法人後見支援員、*日常生活自立支援事業生活支援員として活動しています。



【チャレンジボランティア体験(左から、こすもす広場・点字訳・こども防災訓練)】



【チャレンジボランティア体験(読み聞かせ)】



【ファミサポ援助活動の様子】



【市民後見人養成講座】



【市民後見人養成講座受講修了者のみなさん】



基本目標②

しくみづくり

～地域で多様な人たちがつながりあう しくみづくり～

しくみづくりでは、身近なところでの相談できる場の設置や、地域の活動者同士の顔の見える関係づくりを行うとともに、新たな地域活動への取り組みを支援しました。

方針 1 身近なところに相談できる場をつくろう

「身近なところに相談できる場をつくろう」では、経済的困窮だけではなく、社会的孤立状態にある人への支援体制を構築するために、令和3年度より、三豊市より新たに生活困窮者自立相談支援事業などを受託し、延べ595件の相談援助を行いました。

コロナ禍における生活福祉資金貸付相談では、コロナ特例貸付を含め、延べ1,943件の相談援助を行いました。また、日常生活自立支援事業では、延べ17,716件、年平均で4,400件の相談援助を行いました。それぞれの窓口を通じ、多様な相談を受ける中で、相談窓口の把握や内容に応じて関係機関と連携し対応することができました。

一方で、相談員へのスキルアップ研修は、コロナ禍で実施できませんでしたが、ゴミ屋敷や*セルフネグレクトなど対応困難事例に関しては、民生委員・児童委員などと情報共有やケースの引継ぎを行い、社協を通じて必要に応じ関係機関が対応しました。

社協に寄せられる相談については、相談支援システムを導入し、共通する相談記録様式を用いて職員間の共有を図りました。情報共有できたことで、重複する相談者に対する一貫性のある対応を行いました。

令和2年度より新たに、出張相談として社協ふくし相談を毎週1か所開設し、令和3年度までに延べ28件の相談がありました。また、令和4年度からは、月1回電話相談に取り組むなど、場所や方法を変えて実施し、生活などに関する相談は日常的に社協へ寄せられており、普段からの相談体制の充実が課題となっています。



【相談業務】



【社協ふくし相談】

方針2 地域の担い手のネットワークをつくろう

「地域の担い手のネットワークをつくろう」では、地区社協や子育てボランティア、見守りや * ふれあい・いきいきサロン活動、子どもの居場所（こども食堂）など、それぞれの分野で研修会や交流会を実施し、顔の見える関係づくりにつなげました。

コロナ禍で開催ができない時期もありましたが、ふれあい・いきいきサロン活動者の交流や活動に役立つ情報提供などを目的に、各地区ごとに研修会を延べ24回開催し、699名の参加がありました。コロナ禍でのサロン開催についての工夫や注意点などを共有することができ、活動再開の後押しとなりました。

ファミリー・サポート・センター交流会では、交流会を延べ9回開催し、435名の参加がありました。交流会では、依頼会員と提供会員同士が直接話す機会もあり、安心して利用するきっかけとなりました。

令和2年度より、子どもの居場所づくりに取り組むグループや団体同士のつながりづくりとして、ネットワーク交流会を年3回開催しました。参加者同士の連携により、フードパントリーなど、新たな取り組みへとつなげることができました。



【ファミサポフォローアップ講習会】



【こどもの居場所づくり ネットワーク交流会】



【ふれあい・いきいきサロン活動推進者研修会】



方針3 地域の生活を支えるしくみをつくろう

「地域の生活を支えるしくみをつくろう」では、新たな活動を助成するために地域活動応援事業（延べ44事業に助成）を開始しました。一方で、既存のしくみが継続できるよう、ふれあい・いきいきサロンや地区社協、こどもの居場所などの団体へ助成金交付並びに継続支援を行うことで、活動の充実を図るとともに、新たな担い手づくりを後押しすることができました。

また、地域住民や農家、企業等からの食材や物品提供による新たな応援活動のしくみも広がりました。

そのほか、住民主体の集まりである*協議体や地域福祉活動計画実行委員会を各地区で開催し、生活課題の共有や検討を行うことで、一部新たな取り組みにつなげていくことができました。様々な地域課題が見えてくる中で、福祉関係者らが連携し、担当課と協力しながら財源確保を含め、実施に向けて協議を行いました。



【提供食材等の配布会】



【寄付食材】



【こどもの居場所づくり事業】
(こども食堂支援)



【こどもの居場所づくり事業】
(住民からの食材提供)



基本目標③

きずなづくり

～災害に強い地域の きずなづくり～

コロナ禍により、きずなづくりをすすめる上で、従来からの実践的な訓練や研修会の開催は十分に出来ませんでした。しかし、身近な防災をきっかけに、地域の中で顔の見える関係づくりと、人と人とのきずなを強くすることを目標に、特に若年層への働きかけと関係機関との連携に努めました。

方針1 防災意識を高めよう

「防災意識を高めよう」では、地域に出向き、子どもでも分かりやすい防災教育をするために、小学生むけの新たな避難訓練のシミュレーションプログラムを作成し、保護者と一緒に地域防災について考える機会を設けました（子どもむけ1回、地域住民むけ3回）。そのほか、幼稚園や小学校に貸出ができる子どもむけDVDやカードゲームなどの防災教育教材を整備しました。



【子どもむけEVAG】



【子どもむけ教材カードゲーム】

方針2 自分たちの地域を知ろう

「自分たちの地域を知ろう」では、*ハザードマップを活用し、被害想定をもとに青年会議所やライオンズクラブ、行政、地域の関係機関と協働しありの役割について学び、地域の課題や必要な支援体制について改めて考え、助け合える関係づくりと連携の強化に努めました。



【三者連携会議の様子】

方針3 顔の見える関係をつくろう

「顔の見える関係をつくろう」では、新型コロナウイルス感染症の影響により、災害被害があっても県外からの支援の受け入れが困難なことも考えられることから、地元の防災力を強化するために、令和2年度より高校生にむけた*災害ボランティア講座を開催しました。災害ボランティアや*ボランティアセンターについて理解を深め、人材育成や確保につながりました。

これまで地域の防災訓練などに参加してきましたが、令和4年度からは、より一層顔の見える関係づくりをすすめるため、地域防災に取り組む地区自主防災会及び防災士との合同研修会を開催し、58名の参加がありました。当日は、三豊市消防団女性部からの参加もあり、日頃からの顔の見える関係づくりをすすめ、有事に備えることの大切さを共有することができました。

一方、香川県社協主催による、災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する研修への定期参加や、災害支援実績の豊富な講師による訓練などを毎年実施し、継続したつながりを通して、平時からの受援体制づくりを心がけました。



【高校生むけ災害ボランティア講座】



【災害支援活動団体による研修会】



【三觀合同職員訓練】

第2章

まるみプラン(地域福祉活動計画)の目標と方針

1. 三豊市社会福祉協議会の将来ビジョン
2. まるみプランの計画期間
3. まるみプランの目的と特徴
4. まるみプランの体系
5. 第4期三豊市地域福祉計画 基本目標に関連した、
まるみプランでの主な取り組み
6. まるみプランの取り組みと概要



1. 三豊市社会福祉協議会の将来ビジョン

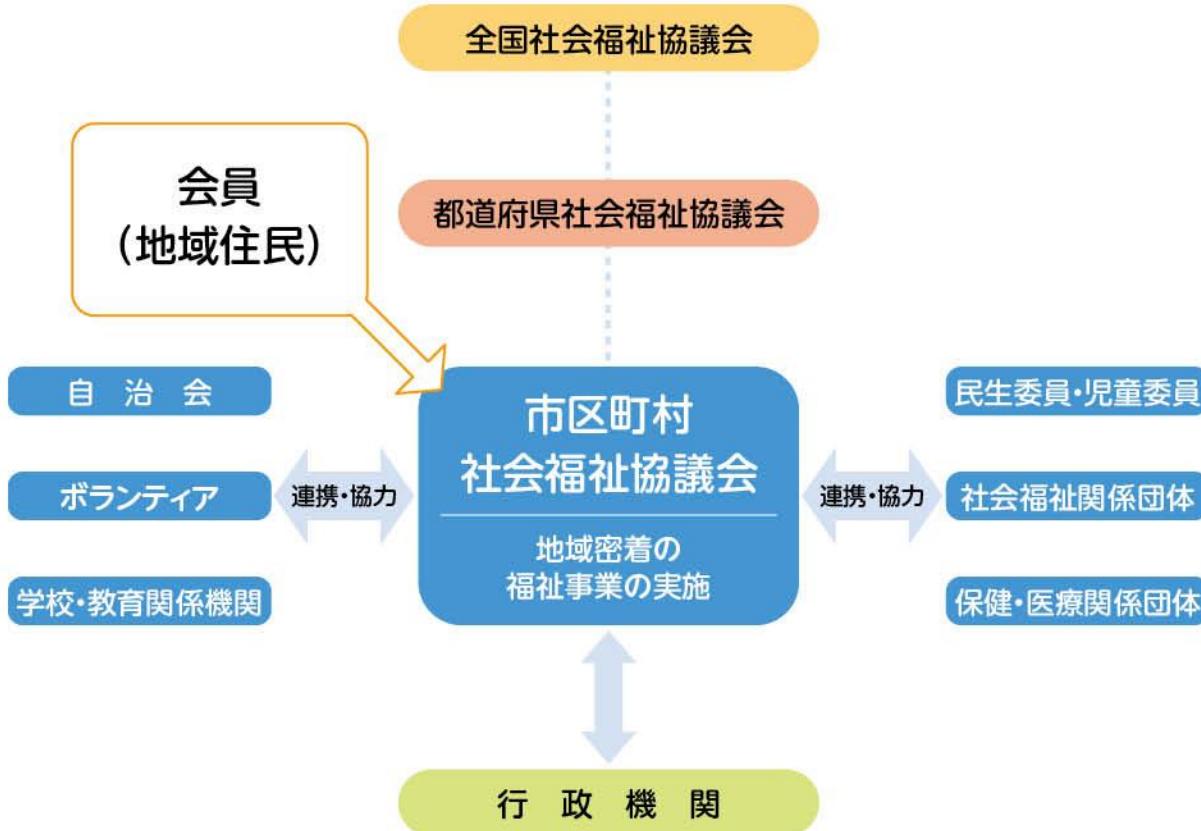
（1）社会福祉協議会の役割

社協は、社会福祉法第109条で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置付けられています。

少子高齢化などの様々な社会的要因により、核家族化、ひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家族内や地域内の支援力の低下が懸念されています。また、医療技術の進歩に伴い、医療を受けながら地域で暮らす人が増えるなか、地域で生活を続けていくための様々なしくみが必要となってきています。昨今、本人や家族に対して複数の課題が重複し、近隣関係とも別の課題が生じているなど、従来の限定された分野のサービスでは補いきれず、対象者に応じた多方面からの支援が必要です。このようなことから、様々な地域の担い手が分野を超えてつながり、また、住民同士で支え合える地域共生のしくみづくりが求められています。

社協は、地域にある福祉問題に対して、制度や分野、「ささえ手」「うけ手」といった関係も超えてみんなで考え、話し合い、課題の解決に向けた取り組みを通して互助・共助の活動を支援し、地域のしくみをつなぐなど、地域福祉を推進する中核的な組織としての役割があります。

【社会福祉協議会のしくみ】



(2) 経営理念

三豊市において社協は、地域福祉を推進する中核的な団体として、人々の尊厳と基本的人権を尊重し、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進することを使命とします。社協は、この使命を達成するために、以下の経営理念に基づき事業を展開します。

①住民参加・協働による福祉社会の実現

地域住民、*民生委員・児童委員、地区社協、社会福祉施設、ボランティア及び市民活動団体や福祉サービスを提供する事業者など地域のあらゆる団体・組織の相互理解と協働によって住民参加型の福祉社会を実現していきます。

②地域における利用者本位の福祉サービスの実現

地域において、誰もが地域社会の一員として尊厳をもった生活が送れるよう利用者本位の福祉サービスを実現していきます。

③地域に根ざした総合的な支援体制の実現

地域の福祉ニーズに対して、多様な福祉サービスや福祉活動と、保健、医療、教育、交通、住宅、就労などあらゆる生活関連分野の活動が連携し、身近な地域で総合的かつ効果的に展開される支援体制の整備を実現していきます。

④地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みへの挑戦

制度の狭間にある福祉課題や低所得者、社会的支援を要する人々への対応に重きをおき、常に事業展開を通じて地域の福祉課題をとらえ、地域住民やあらゆる団体・組織に働きかけ、新たな福祉サービスや活動プログラムの開発に挑戦していきます。

(3) 組織運営方針

三豊市において社協は、「社会福祉を目的とする事業を経営する者」と「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、その使命と経営理念を実現するために、以下により組織運営を行います。

- ①地域に開かれた組織として、運営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たします。
- ②事業の展開にあたっては、住民参加を徹底します。
- ③事業の効果測定やコスト把握などの事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自立した経営を行います。
- ④新型コロナウイルス感染症の終息が見込めないなかでも、つながりを途切れさせない地域福祉活動が求められており、感染防止策を講じながら創意工夫をこらした取り組みを行います。
- ⑤全ての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守します。

2. まるみプランの計画期間

第4期まるみプランは、第4期三豊市地域福祉計画とのより一層の連携を図るため、同じ計画期間とし、令和5年度から令和9年度までの5年計画となります。

3. まるみプランの目的と特徴

地域福祉とは、政治・行政制度の基礎単位である市町村を基盤として、それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

第4期まるみプランは、こうした観点に基づき、三豊市が策定した第4期地域福祉計画や住民アンケート、地区座談会※、前期計画の振り返りなどを経て、時代とともに複雑・多様化する地域福祉ニーズに適切に対応するため、目標などを見直し、三豊市社協として取り組むべき方策を示すとともに、今後5年間で実施すべき具体的な事務・事業を定めたものです。

※地区座談会 令和4年7月～8月開催（資料編P32参照）

社会福祉法において、地域福祉には住民が創っていくという意味がこめられており、地域福祉計画及び地域福祉活動計画は、住民の声が盛り込まれた計画づくりが必要となります。このため、市の住民アンケートの結果を基に、第4期三豊市地域福祉活動計画策定に係る、旧町単位とする地区座談会を開催しました。

座談会では直接、参加者から日常の生活の中で感じている生活課題について意見が出され、私たちの暮らすこれからの地域福祉の在り方について住民目線での課題の把握を行い、課題解決にむけた必要な取り組みについて考えることで、第4期三豊市地域福祉計画と相互に関連づけがなされた一体的な計画づくりに取り組みました。

【座談会の様子】



4. まるみプランの体系



基本目標①

ささえ合い、ともに暮らせる ひとづくり

地域の役に立ちたいという思いは、地域活動をすすめるための原動力です。そのために、地域への関心を持ち、おもいやりの心を育みながら、新たな地域の担い手となる『ひとづくり』に取り組みます。

方針1 地域について考えよう

方針2 やさしい心を育てよう

方針3 担い手をつくろう

● 基本理念 ●

くらし・こころ・みらい「豊かなまちづくり」



基本目標②

ささえ合い、ともに暮らせる しくみづくり

地域で活躍する人たちをつなげることで、交流や連携の輪となります。そのつながりをいかした地域活動をささえる『しくみづくり』に取り組みます。

方針1 地域で活躍できる場をつくろう

方針2 地域でつながりの輪を広げよう

方針3 地域の生活をささえしくみをつくろう



基本目標③

ささえ合い、ともに暮らせる きずなづくり

日頃から、ゆるやかなつながりを持ち、必要な時には集い、つながり、助け合える地域を目指して『きずなづくり』に取り組みます。

方針1 ゆるやかなつながりをつくろう

方針2 助け合える地域をつくろう

方針3 制度の狭間にある課題に取り組もう

5. 第4期三豊市地域福祉計画 基本目標に関連した、まるみプラン

第4期三豊市地域福祉計画

基本理念 支え愛、助け愛、みんなで育む心豊かな福祉のまち 三豊

基本目標1 地域福祉の共通課題への取組

取組の方向性

- | | |
|-------------------------|-------------------|
| (1) 地域における見守りの推進 | (2) 自殺・うつ病対策 |
| (3) 生活困窮対策の強化 | (4) ひきこもり対策 |
| (5) 再犯防止支援の推進 | (6) 虐待や暴力の防止 |
| (7) 制度の狭間への対応 | (8) 地域における交流の場づくり |
| (9) 就労支援 | (10) 住まいの支援 |
| (11) 移動手段の確保と安全な交通環境の整備 | (12) 防災対策の推進 |
| (13) 防犯対策の推進 | |

基本目標2 地域福祉を担う人づくりの推進

取組の方向性

- (1) 地域全体で支え合う意識の醸成
- (2) 地域における担い手の育成
- (3) 健康づくり・介護予防に向けた取組の推進

基本目標3 地域福祉を進める包括的支援体制の整備

取組の方向性

- (1) 福祉に関わる情報の提供
- (2) 子どもへの支援・子育て支援
- (3) 障がいのある人への支援
- (4) 高齢者への支援
- (5) 重層的な相談体制・ケアマネジメント機能の充実
- (6) 団体・機関とのネットワークの強化

基本目標4 権利擁護を推進する体制の整備

取組の方向性

- (1) 地域連携ネットワークの構築
- (2) 広報機能・相談窓口の充実

～第4期三豊市地域福祉計画より抜粋～

での主な取り組み

第4期地域福祉活動計画（まるみプラン）

基本目標① ささえ合い、ともに暮らせる ひとづくり	方針3 担い手をつくろう	(1)ボランティア活動者の育成
基本目標② ささえ合い、ともに暮らせる しくみづくり	方針1 地域でつながりの輪を広げよう 方針3 地域の生活をささえるしくみをつくろう	(1)活動者の交流の機会を設ける (1)地域課題の把握 (2)ネットワークをいかし、課題解決に向けて取り組む
基本目標③ ささえ合い、ともに暮らせる きずなづくり	方針1 ゆるやかなつながりをつくろう 方針2 助け合える地域をつくろう 方針3 制度の狭間にある課題に取り組もう	(1)日頃の生活をする中で見守りの意識をもつ (2)不安や悩みごとを話せる機会をつくる (1)防災意識を高める活動の推進 (2)新たなサービスの開発

基本目標① ささえ合い、ともに暮らせる ひとづくり	方針1 地域について考えよう 方針2 やさしい心を育てよう 方針3 担い手をつくろう	(1)情報発信の工夫 (2)話し合いの場づくり (1)配慮を必要としている人への理解を深める (2)学校、家庭、地域とともに取り組む福祉教育の推進 (1)ボランティア活動者の育成
基本目標② ささえ合い、ともに暮らせる しくみづくり	方針1 地域でつながりの輪を広げよう 方針2 地域でつながりの輪を広げよう	(1)地域活動の把握 (2)コーディネート機能の充実 (1)あらゆるネットワークの構築
基本目標③ ささえ合い、ともに暮らせる きずなづくり	方針2 助け合える地域をつくろう	(1)多様性を認める意識の向上

基本目標① ささえ合い、ともに暮らせる ひとづくり	方針1 地域について考えよう 方針3 担い手をつくろう	(1)情報発信の工夫 (1)ボランティア活動者の育成
基本目標② ささえ合い、ともに暮らせる しくみづくり	方針2 地域でつながりの輪を広げよう 方針3 地域の生活をささえるしくみをつくろう	(1)あらゆるネットワークの構築 (1)地域課題の把握 (2)ネットワークをいかし、課題解決に向けて取り組む
基本目標③ ささえ合い、ともに暮らせる きずなづくり	方針1 ゆるやかなつながりをつくろう 方針3 制度の狭間にある課題に取り組もう	(1)不安や悩みごとを話せる機会をつくる (1)多職種協働の推進 (2)新たなサービスの開発

基本目標① ささえ合い、ともに暮らせる ひとづくり	方針1 地域について考えよう 方針3 担い手をつくろう	(1)情報発信の工夫 (1)ボランティア活動者の育成
基本目標② ささえ合い、ともに暮らせる しくみづくり	方針3 地域の生活をささえるしくみをつくろう	(1)地域課題の把握
基本目標③ ささえ合い、ともに暮らせる きずなづくり	方針3 制度の狭間にある課題に取り組もう	(1)多職種協働の推進

6. まるみプランの取り組みと概要

基本目標① ささえ合い、ともに暮らせる ひとづくり

【ひとづくりをすすめるために】

福祉の心を育てる福祉教育の充実と啓発

地域の様々な会合に出向き、福祉に関する出前講座を行うなかで、福祉への関心と人権意識を高め、地域福祉の推進を行います。小中学校と連携し、各種福祉体験や認知症サポーター養成講座を通して高齢者や認知症への理解を深め、次世代を担う人材を育てていきます。

また、福祉の情報を収集し、分かりやすく伝えられるように広報紙やホームページ、若い世代に向けてSNSを利用して情報を発信し福祉活動への参加を促します。

ボランティア活動者の育成

新たなボランティアの育成として、中学生・高校生むけのボランティア体験講座や初心者むけ講座などを開催するとともに、講座受講者に対するフォローアップ講座も開催します。また、ボランティア活動のきっかけづくりとして、負担感なく参加できるよう、ゆるやかなボランティア活動の推進を行います。併せてSNSを活用し各種ボランティア情報の収集と提供ができるよう検討します。

方針1 地域について考えよう

〈情報発信の工夫〉

取り組み	概要
広報啓発事業 (広報機能の充実)	広報紙（年4回発行）やホームページなど、既存媒体の充実を図るとともに、新たな伝達手段を検討し、アクセス解析（年2回アクセス解析検討会）も活用しながら利用者目線での発信に努める。
社会福祉大会の開催 (福祉意識の向上)	年1回、市内の福祉関係者が一堂に会し、地域福祉の推進に向けた意識向上の場を設ける。
広報等音声訳CDの貸出	市内在住の視覚障害者1級・2級の人を対象に、音訳・点訳ボランティア作成による録音物（主として市広報紙及び社会福祉協議会広報紙）を郵送料無料発受により毎月貸出を行う。

〈話し合いの場づくり〉

取り組み	概要
まるみプラン推進事業 生活支援体制整備事業	地域福祉活動計画実行委員会や地区社協、協議体などの既存の集まりの場をいかし、各地区で年4回～12回程度、地域のことについて話し合う。

方針2 やさしい心を育てよう

〈配慮を必要としている人への理解を深める〉

取り組み	概要
福祉普及啓発事業 災害対策推進事業 認知症サポーター養成講座 ボランティア活動推進事業	従来実施してきた福祉体験学習やふくしセミナー、地域の防災活動などを通じて配慮が必要な人への気づきと理解を深める。平時の見守り活動を災害時の対応にいかせるよう、意識した取り組みを考える。

〈学校、家庭、地域とともに取り組む福祉教育の推進〉

取り組み	概要
福祉普及啓発事業 (福祉普及推進校(園)指定事業)	市内の小・中学校、幼稚園・こども園を対象とした福祉普及推進校(園)の推進により、子どもたちの福祉の理解と関心を高め、「思いやり」、「やしさ」を養うとともに、地域と連携を図る取り組みに対し活動費用について助成し支援する。全小・中学校、園に対し、毎年2月頃に次年度実施に係るヒアリングを行う。なお、新たに市内の高等学校にも推進する。
福祉普及啓発事業 (ふくし川柳・ふくしリーフレット作成)	ふくし川柳の創作と作品を通して、社会福祉意識の啓発・向上や福祉の大切さを広く伝える手段として、年1回「ふくし川柳」作品を募集し、社協広報紙やホームページ、社会福祉大会にて受賞作品について周知し啓発する。「福祉」や「社協」が子どもたちにも分かりやすいリーフレットを作成する。
福祉普及啓発事業 (ファミリー写真コンテスト)	子育て家族のきずなと、それを支える地域での子育て支援の大切さを見つめるきっかけづくり、また子育て世代が参加しやすい取り組みとすることで、若い世代への福祉啓発の一つとしてファミリー写真コンテストを年1回実施する。
福祉普及啓発事業 (*避難行動訓練ゲームEVAG体験)	EVAG(避難行動訓練ゲーム)体験により、設定された人物になりきり、災害時の避難行動を疑似体験し、地域の中には様々な状況の人が暮らしていることを理解するとともに、共助について考えるきっかけとする。ボランティア団体、地区社協、サロンや老人クラブなどで出前講座として推進、実施する。

方針3 担い手をつくろう

〈ボランティア活動者の育成〉

取り組み	概要
ボランティア活動推進事業 (ボランティア登録の推進)	ふくしセミナーなどの参加者に、個人ボランティアへの登録をすすめ、既存の活動リストを活用して興味のあるボランティア活動と*コーディネートする。
ボランティア活動推進事業 (種別ボランティア講座) (チャレンジボランティア講座)	中学生・高校生むけのボランティア体験講座や初心者むけボランティア講座を年1回開催する。ボランティア活動への理解を深めるとともに新たな担い手づくりにつなげるために、学校の理解を得て周知協力を呼びかける。
災害対策推進事業 (災害ボランティアの育成)	住民や関係団体に対し、災害ボランティアセンターの運営に係る訓練等への参加を呼びかけ、センターのしくみに関する理解をすすめるとともに、災害時に活動できる人材を確保するために住民むけの災害ボランティア講座を年1回開催し、災害ボランティア登録をすすめる。
高齢者いきいき案内所 (得意分野の把握と登録推進)	65歳以上の介護予防サポーター養成講座受講修了者で特技のある人については、県社協が所管する高齢者いきいき案内所への登録を斡旋する。
市民後見人養成支援事業 (支援員活動の推進と支援)	市がすすめる市民後見人養成講座の修了者を対象にフォローアップ研修を開催するとともに、成年後見制度・日常生活自立支援事業の支援員として活動を促す。また、新たな市民後見人候補者の養成に取り組む。
ファミリー・サポート・センター事業 子育てホームヘルプ事業 (援助活動の担い手づくり)	地域で子育てを支えるしくみとして「まかせて会員養成講座」を年1回開催し、新たな担い手を増やすとともに、子育てボランティア団体（子育てボランティアみみちゃんなど）と協力して経験の場ともなる託児ボランティアとしての活動を促す。
認知症サポーター養成講座 (出前講座の開催)	認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を地域のなかで支える人を養成することを目的に、企業・団体・小学校などで認知症サポーター養成講座事業を開催する。

基本目標② ささえ合い、ともに暮らせる しくみづくり

【しくみづくりをすすめるために】

コーディネート機能の充実

地域で支援を必要とする人、活動したい人同士をつなげるコーディネート機能を充実させます。ボランティア活動者はもちろん地域住民が持っている特技をいかせる場を提案し、地域のニーズに沿った支援ができるようリストアップします。

ネットワークづくりと支援体制の充実

地域の活動者同士の顔の見える関係づくりをサポートし、ネットワークを構築します。また、地域内の福祉関係者などが抱える困難な事例に対し、情報共有や事例検討できるしくみづくりを行います。様々な生活課題について、活動者それぞれの強みをいかした課題解決のための財源確保とともに新たなサービス開発を行います。

方針 1 地域で活躍できる場をつくろう

〈地域活動の把握〉

取り組み	概要
広報啓発事業 (ボランティア情報の収集と提供)	SNS を活用し地域活動の情報収集が出来るようにシステムを検討し整備する。

〈コーディネート機能の充実〉

取り組み	概要
コーディネーター機能の充実 (ボランティアセンター機能の充実)	社協職員は地域コーディネーターとしての役割が果たせるよう、香川県社協などが開催する研修を受講しスキルを磨くとともに、情報収集や活動者との顔の見える関係づくりを行う。
新 ボランティア活動推進事業 (ゆるボラ活動の推進)	ボランティア活動のきっかけづくりとして、負担感なく参加できるよう *「ゆるボラ」体験の推進を行う。

方針 2 地域でつながりの輪を広げよう

〈活動者の交流の機会を設ける〉

取り組み	概要
地域福祉活動推進事業 (活動別研修や交流会などの開催)	サロンや居場所づくりなど、活動者の悩み相談や情報共有を目的に、活動ごとの交流の場を設ける。サロン研修を各地区で年1回、こどもの居場所づくりネットワーク交流会を年3回程度開催する。

〈あらゆるネットワークの構築〉

取り組み	概要
活動分野ごとのリスト作成	従来からボランティアセンターや、社協各支所において把握している地域活動情報について、内容を見直すとともに、改めて活用しやすいリストの運用方法について検討する。
新 地域活動者交流会の開催	同じ地域の活動者が、それぞれの活動内容の把握と関係構築のために、リストを活用して地域活動者の集まりの場をもつ。

方針3 地域の生活をささえるしくみをつくろう

〈地域課題の把握〉

取り組み	概要
居場所づくり推進事業 (サロン活動の支援) 地域活動応援事業の推進 (助成金の啓発と拡充) 地域福祉活動推進事業 (* 小地域ネットワーク活動支援)	サロンや居場所づくり、見守りなどの小地域活動に新たに取り組みを検討している活動者に対し、助成金を交付するとともに、地域課題の把握や活動の後押しにつながるよう支援の充実を図る。
相談事業 (法律・心配ごと・社協電話相談、相談窓口の周知)	法律相談を毎月3回、心配ごと相談を各地区で毎月1回、社協電話相談を毎月1回開催。防災無線及び社協広報紙にて開催周知を行う。各相談内容などから地域課題の把握に努める。

〈ネットワークをいかし、課題解決にむけて取り組む〉

取り組み	概要
新 生活支援ネットワークの構築	課題に対し、活動者それぞれの強みをいかした *マッチングを行うことで課題解決にむけた取り組みをすすめるため、* プラットフォームづくりを行う。
子どもの居場所づくり事業 (ネットワークをいかした支援体制の充実)	市内の * こども食堂や、子どもの居場所づくりに関わる団体などの情報共有の場を年3回程度設ける。また、活動の相談・支援の実施、寄付食材などの提供や情報の共有を図るとともに、助成金の交付を行う。

基本目標③ ささえ合い、ともに暮らせる きずなづくり

【きずなづくりをすすめるために】

孤立・孤独の防止とゆるやかなつながりの構築

既存の地域活動を支援する中で、誰もが気軽にできる、ゆるやかな見守り活動の啓発を行います。また、参加者などから出た相談や悩みについて、社協へつないでもらえるよう働きかけを行います。新たな取り組みとして、窓口や電話では相談しにくい人への対応のツールとして、SNSによる相談窓口のモデル開発を検討します。

防災意識を高める活動の推進

地域や防災関係者との訓練などを計画し、防災意識を高めるとともに、日頃から顔の見える関係づくりをすすめます。

また、大規模災害に備えた災害ボランティアの登録をすすめ、有事の際の人材の確保を行います。

方針1 ゆるやかなつながりをつくろう

〈日頃の生活をするなかで見守りの意識をもつ〉

取り組み	概要
ゆるやかな見守り活動の推進 (ボランティア啓発活動)	地域で誰もが気軽にできる取り組みとしてゆるやかな見守り活動をすすめるため、サロンや老人クラブなどの身近な活動の場から啓発を行う。

〈不安や悩みごとを話せる機会をつくる〉

取り組み	概要
気軽に話せる場やツールの検討 (SNS モデル相談窓口の検証)	相談所窓口や電話相談では相談しにくい人むけに、先進地の取り組みを参考に、手軽に相談できるツールとしてSNSによる相談窓口のモデル開発を行い、運用方法の検討と試験施行による検証を実施する。また、平時からの声掛けや話やすい雰囲気づくりに意識的に取り組む。
生活困窮者などへの支援 (相談支援、現物給付、貸付相談など)	生活困窮者自立支援制度に基づき、仕事や暮らしなど、様々な課題を抱える人たちの相談に対応するため、就労、住居確保、家計の見直し及び子どもの学習・生活などに対する支援を行い、生活困窮者の自立にむけた支援（フードバンク、生活福祉資金貸付など含む）を行う。
相談事業	サロンや居場所、老人クラブなど、普段の地域の身近な活動の場を通じて、参加者などから出た相談や悩みについて、社協につないでもらえるよう、活動者への啓発を行う。また、必要に応じ、出向いて相談対応を行う。

方針2 助け合える地域をつくろう

〈多様性を認める意識の向上〉

取り組み	概要
新 福祉教育プログラムの開発	生きづらさを抱える人たちについての学びの機会をつくり、福祉教育プログラムとして取り組む。

〈防災意識を高める活動の推進〉

取り組み	概要
災害対策推進事業 (地域別災害 VC 設置・連携訓練)	行政、地域の関係団体などとともに、年1回訓練や研修会を通じて防災意識を高め、有事に備えた顔の見える関係づくりを行う。また、併せて受援力の向上を図る。

方針3 制度の狭間にある課題に取り組もう

〈多職種協働の推進〉

取り組み	概要
新 多職種・福祉活動者むけの研修会	* 多職種協働により、既存のサービスでは対応できない生活課題についてケース検討会や情報共有し、連携強化やネットワーク構築を目的に研修等を年1回開催する。

〈新たなサービスの開発〉

取り組み	概要
おもいやりネットワークの活用 (香川おもいやりネットワーク事業)	地域の課題解決にむけ、必要に応じて香川おもいやりネットワーク事業を活用してサービス開発の検討等を行い、市内の法人にネットワークへの理解と協力を求める。

資料編

- 三豊市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱
- 第4期三豊市地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿
- 第4期三豊市地域福祉活動計画の策定経過
- 用語の解説



三豊市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 三豊市地域福祉活動計画(以下「計画」)を策定するため、三豊市地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、会長の諮問に応じて計画の案を策定し、会長に答申する。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内を持って組織する。

- 2 委員は、次の各号に掲げるもののうちから会長が委嘱する。
 - (1) 市民
 - (2) 市内福祉施設の代表者
 - (3) 市内福祉関係団体の代表者
 - (4) 民生委員児童委員
 - (5) 識見を有する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条の所掌事務を完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことが出来ない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、地域福祉推進課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

第4期三豊市地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿（敬称略）

No.	氏 名	選 出 区 分	備 考
1	西 谷 清 美	四国学院大学社会福祉学部社会福祉学科	委員長
2	前 田 昭 文	三豊市民生委員・児童委員協議会	副委員長
3	中 西 渉	高瀬地区地域福祉活動計画実行委員会	委員
4	合 田 和 稔	山本地区地域福祉活動計画実行委員会	委員
5	香 川 秋 訓	三野地区地域福祉活動計画実行委員会	委員
6	高 橋 政 司	豊中地区地域福祉活動計画実行委員会	委員
7	森 伸 男	詫間地区地域福祉活動計画実行委員会	委員
8	森 富 夫	仁尾地区地域福祉活動計画実行委員会	委員
9	込 山 清	財田地区地域福祉活動計画実行委員会	委員
10	内 田 雅 人	三豊市健康福祉部福祉事務所福祉課	委員
11	藤 川 泰 文	三豊市老人クラブ連合会	委員
12	宮 崎 勉	三豊市小・中学校長会	委員
13	森 恵 美 子	ボランティア団体 (子育てボランティアみみちゃん)	委員
14	熊 川 宏 美	障害者福祉施設 (みとよ荘)	委員
15	山 田 綾 子	三豊市健康福祉部子育て支援課 (子育て世代包括支援センター「なないろ」)	委員
16	大 西 茂 子	三豊市健康福祉部介護保険課 (地域包括支援センター)	委員

第4期三豊市地域福祉活動計画の策定経過

◆三豊市地域福祉活動計画策定委員会 開催回数4回：山本庁舎2階大会議室

開催年月日	回	内 容
令和4年6月28日	第1回	<ul style="list-style-type: none">・委嘱状の交付・委員長・副委員長の選出・まるみプランの概要・第4期計画策定スケジュール・第3期計画実施の報告
令和4年8月31日	第2回	<ul style="list-style-type: none">・オリエンテーション・地区座談会の報告・課題についてのグループワーク・今後の展開および次回の内容について
令和4年11月1日	第3回	<ul style="list-style-type: none">・まるみプランの基本目標、方針、取り組み内容についてのグループワーク・次回の内容について
令和5年2月2日	第4回	<ul style="list-style-type: none">・まるみプラン（案）（第4期三豊市地域福祉活動計画）について



◆第4期地域福祉活動計画策定に係る地区座談会

開催年月日	開催地区・場所
令和4年7月15日	豊中地区座談会：三豊市役所豊中庁舎 相談室
令和4年7月26日	財田地区座談会：財田町国保高齢者 保健福祉センター2階 保健指導室
令和4年7月27日	三野地区座談会：三野町保健センター
令和4年8月3日	詫間地区座談会：マリンウェーブ2階 プレイルーム
令和4年8月3日	仁尾地区座談会：市民センター仁尾 つたじま
令和4年8月8日	高瀬地区座談会：高瀬町社会福祉センター 会議室
令和4年8月15日	山本地区座談会：山本庁舎2階 大会議室



ニーズ

P.7

必要や欲求を意味し、福祉的には自立した生活をするため解決しなくてはならない生活課題のこと。

ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

P.7

乳幼児や小学生などの児童を有する子育て中の労働者や主婦などを会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する人と当該援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡、調整。

SNS

P.7

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービス。Line、Twitter、フェイスブックなど。

成年後見制度

P.8

認知症や知的障がい、精神障がいなどによって、判断能力が不十分な人について、本人の財産や権利を守る援助者を家庭裁判所が選ぶことにより、本人を法的に支援する制度。

市民後見人

P.8

一般市民による「成年後見人」のこと。認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な人に成年後見人などに就任すべき親族がいない場合、同じ地域に住む市民が家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行う。

法人後見事業（法人後見支援員）

P.8

成年後見制度に基づき、社協が法人として後見人（または保佐人、補助人）業務を行う。また、社協が実施する法人後見業務において職員とともに被成年後見人などを支援する者を法人後見支援員という。

日常生活自立支援事業（生活支援員）

P.8

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などのうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行う。

また、日常生活自立支援事業契約後、「支援計画」に基づいて支援する者を生活支援員という。

セルフネグレクト

P.9

生活環境や栄養状態が悪化しているのに、無関心、放置といった状態が自分自身にむいてしまうことを指す。

ふれあい・いきいきサロン

P.10

ひとり暮らしの高齢者の人や障がいのある人、子育て世帯など参加者を限定することなく、誰でも参加でき、地域住民同士が、身近な地域で集い、交流や仲間づくりを行うための活動。

協議体

P.11

地域にささえ合いの輪を広げて行くために、地域住民同士で話し合う場や集合体。

ハザードマップ

P.12

一般的に「自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路や防災関係施設の位置などを表示した地図」とされており、防災マップ、被害予測図、被害想定図、アボイド（回避）マップ、リスクマップなど。

災害ボランティア

P.13

主として地震や水害、火山噴火などの災害発生時及び発生後に、被災地において復旧活動や復興活動を行うボランティア。

ボランティアセンター（災害ボランティアセンター）

P.13

ボランティア活動の振興と地域福祉の推進を図る活動拠点として、市社協に設置しているセンター。ボランティアを必要としている人とボランティアをしたい人の連絡調整を図るとともに、寄せられたボランティア情報などを広く市民に発信し、災害時は必要に応じて、災害支援に特化したボランティアの調整を図る災害ボランティアセンターを設置し被災者支援活動を行う。

民生委員・児童委員

P.16

地域住民の生活実態を必要に応じ適切に把握し、支援を必要とする人の自立を助けるための支援を行う、厚生労働大臣の委嘱を受けた人。なお、民生委員・児童委員協議会は、民生委員・児童委員と主任児童委員で構成され、市・地区の単位に組織される団体。

避難行動訓練ゲームEVAG

P.22

「体験・参加型」のシミュレーションを通して災害時に情報を受け取った個人が、避難行動を疑似体験することで、「自助」、「共助」の必要性と重要性を学ぶゲーム。

コーディネート

P.23

地域資源や福祉ニーズの把握を行うとともに、様々な人や組織をつないでネットワーク化を進めたり、調整などを行うこと。このような調整などを担う人のことをコーディネーターという。

ゆるボラ

P.24

「ゆるいボランティア活動」の略。自分のやりたいことを自分のやりたいときにボランティアとして活動すること。

小地域ネットワーク活動

P.25

地区社協、町内会、民生委員・児童委員、ボランティアなど、地域の関係者・関係機関のネットワーク化により実施している地域支援活動で、高齢の人や障がいのある人などを対象とした見守りやサロン活動など。

マッチング

P.25

一致（マッチ）することを意味する英語で、お互いの条件が合うことや、何かと何かをつなげること。

プラットフォーム

P.25

共通の目的（課題解決）を達成するためにつくられる場や空間など。

こども食堂

P.25

子どもが一人でも行ける無料または低額の食堂。「地域食堂」、「みんな食堂」という名称のところもある。こども食堂は民間発の自主的・自発的な取り組み。

多職種協働

P.27

課題解決のため、ほかの専門性を持った職種の人たちと目標を共有し、協働すること。



まるみプラン (第4期三豊市地域福祉活動計画)

令和5年3月

編集・発行

社会福祉法人 三豊市社会福祉協議会

〒768-0101 香川県三豊市山本町辻333番地1
TEL.0875-63-1014 FAX.0875-63-3085
ホームページ <https://www.mitoyoshakyo.or.jp/>
e-mail chiiki-fukushi@mitoyoshakyo.ne.jp

